

第2節 奨学金の充実を図る

独立行政法人日本学生支援機構における奨学金事業の充実

独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業は、教育の機会均等の実現と人材育成を目的として、優れた学生等であって経済的理由により修学が困難な学生等に対して、経済的支援を行っている。

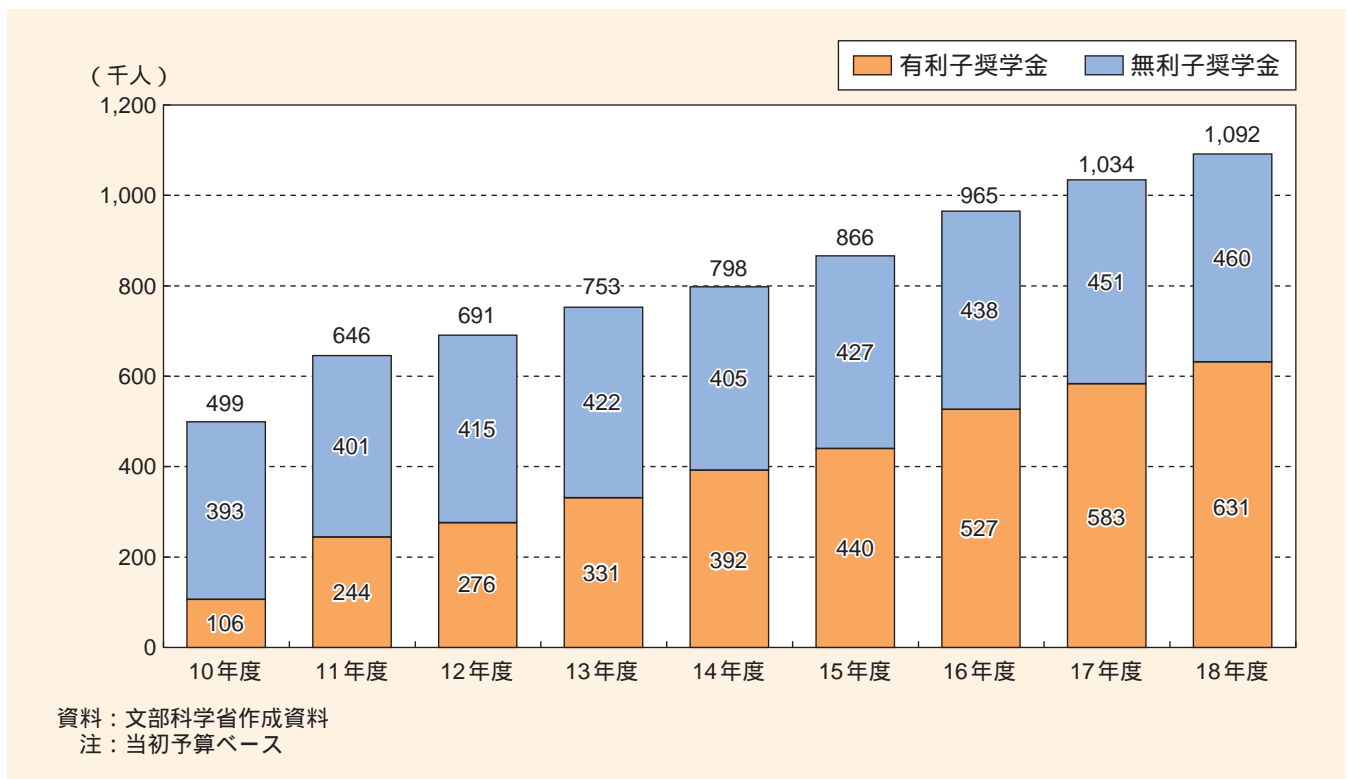
奨学金事業については、これまでも学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、毎年充実を図ってきている。2006（平成18）年度においては、事業全体で、対前年度比約5万7千

人増の109万2千人の学生等に対して、489億円増の7,999億円の奨学金を貸与するための事業費を計上した。

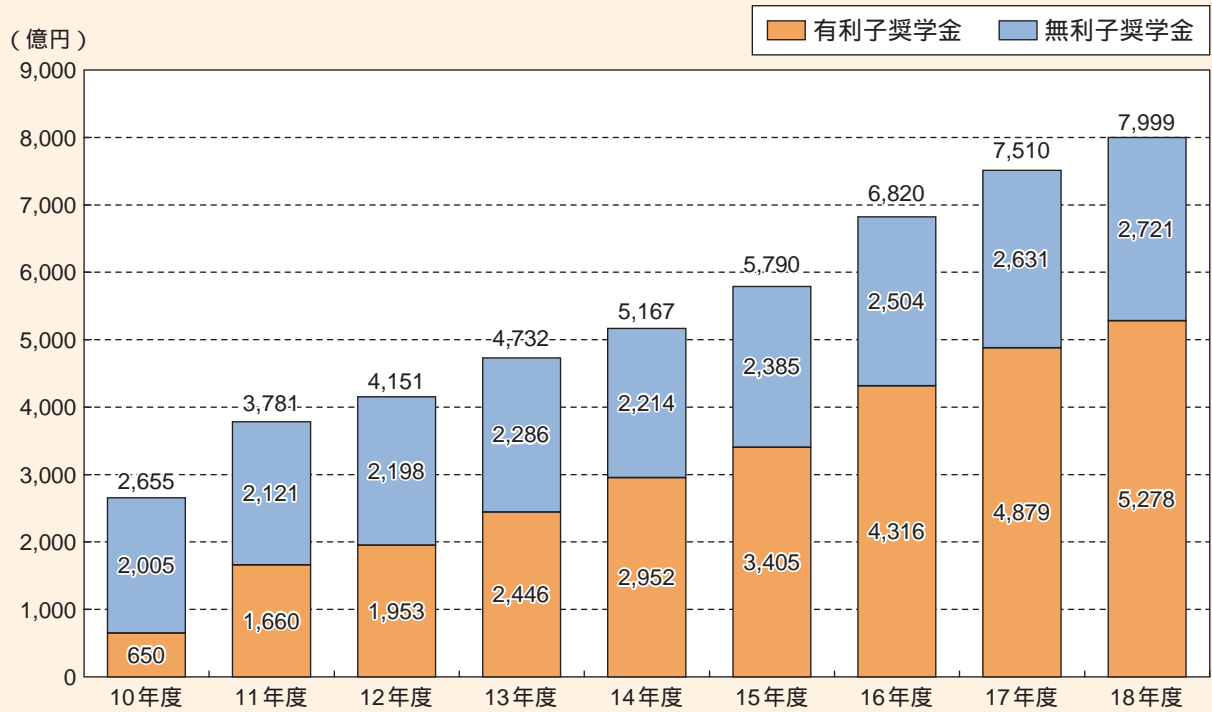
奨学金の種類としては、無利子奨学金と有利子奨学金があり、有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後は年利3%を上限とした利子が課される。（2007（平成19）年7月現在：1.5%）

また、奨学金事業は卒業した奨学生からの返還金を再度奨学金の原資として活用する貸与制で実施していることから、返還金の回収はきわめて重要であり、独立行政法人日本学生支援機構としても回収の強化を図っている。

第2-1-1図 貸与人員の推移



第2-1-2図 奨学金事業費の推移



資料：文部科学省作成資料

注1：無利子奨学金には、平成17年度入学者から順次都道府県に移管されている高等学校等奨学金事業交付金分を含む。

注2：当初予算ベース

第3節 体験を通じ豊かな人間性を育成する

豊かな人間性を育むための奉仕活動・体験活動の推進

近年、少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっている。

このことから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達段階などに応じた様々な奉仕活動・体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、学校教育法（昭和22年法律第26号）と社会教育法（昭和24年法律第207号）を改正し、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動などの体験活動の充実を図ることが明確化された。これとともに、地域や学校等において、

子どもたちが様々な体験活動を行う機会を拡大するために次のような取組を実施している。

（1）地域や学校における奉仕活動・体験活動の推進

ア 地域におけるボランティア活動の推進

国民一人ひとりが日常的にボランティア活動を行い、相互に支え合うような地域社会の実現を目指して、2005（平成17）年度から、子どもから大人、高齢者までの幅広い年代にわたって、地域の多様な分野におけるボランティア活動の全国展開を行う機会を提供する「地域ボランティア活動推進事業」を実施している。各地域では、公園や道路などでの清掃ボランティアや図書館での読み聞かせボランティアなど、地域の実情に応じた多様なボランティア活動が行われている。